

令和5年(2023年)

秋の交通安全 秋民総ぐるみ運動

9月21日(木) → 9月30日(土)

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です



運動の重点

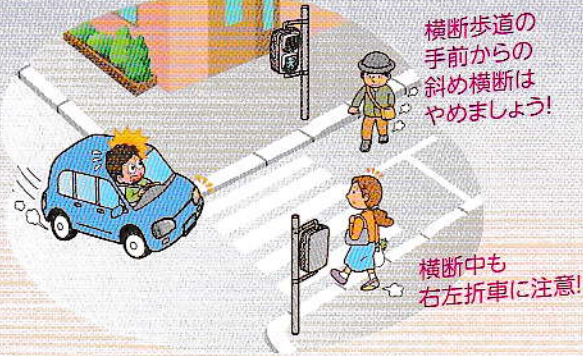
- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- (3) 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

泉地区交通安全協会・泉地区安全運転管理者事業主会
泉地区安全運転管理者会・泉警察署

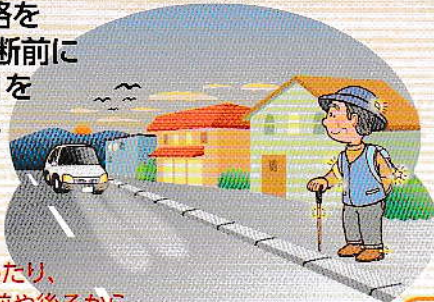
歩行者のみなさん

自分には接近してくる車が見えていても、ドライバーはこちらに気づいていないかも。

道路を横断するときは、信号機のある明るい横断歩道を利用しましょう。



信号のない道路を渡るときは、横断前に必ず「右・左・右」を確認しましょう。



通り過ぎた車のすぐ後ろから渡ったり、駐車車両のすぐ前や後ろから渡るのはやめましょう。

反射材やLEDライトを身につけて、自分を目立たせましょう。

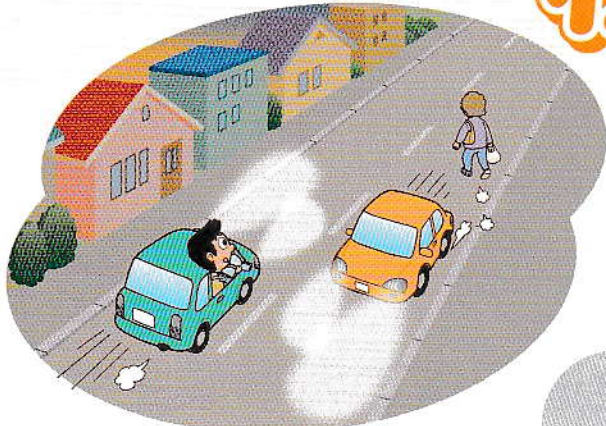


※明るい色の服装も効果的!

ドライバーのみなさん

夕暮れ時や夜間はよく見えず、歩行者や自転車を見落としがち!

ヘッドライトを日没30分前から点灯し、速度を落としましょう。



特に、こどもの飛び出しや道路の右側から横断してくる高齢者に注意しましょう。

夕暮れ時や夜間は、見せて、見られて、

交通安全の秋

自転車利用者のみなさん

夜の自転車は車から見えにくいいため見落とされることがあります。

暗くなる前にライトを点灯させ、周囲に自分の存在を知らせましょう。

※タイヤの側面には反射材を!

特に明るい場所の近くの暗い場所を通るときは注意しましょう。



自転車は車道通行が原則! 車道の左側端を走行しましょう。



ヘルメットを着用しましょう。

令和5年4月1日から、すべての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が努力義務になりました。

令和5年7月1日から 電動キックボード等に新しいルール!



「特定小型原動機付自転車」の基準を満たす電動キックボード等は、16歳以上であれば、免許不要で公道を走行できます(車道通行が原則)。信号や標識等をよく見るなど交通ルールを守って利用しましょう。

- ・ナンバープレートを取得・表示
- ・自賠責保険等へ加入
- ・ヘルメットを着用(努力義務)

ドライバーや歩行者のみなさんは、危険な運転をする電動キックボード等に注意し、自身の安全確保に努めましょう。



根絶! 飲酒運転

「飲酒運転」はもちろん、飲酒した人に車を貸す等の行為をした人も厳罰です。



全ての席でシートベルトを着用!

子どもには体に合ったチャイルドシートを正しく着用させましょう。

の標示があったら、その先にある「横断歩道」に注意!!

横断歩道の手前で停止できるよう、減速しましょう。